

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

黒潮町長

市町村名 (市町村コード)	黒潮町 (39428)
地域名 (地域内農業集落名)	大方4 (御坊畑・福堂・中馬荷・下馬荷・大方橋川・上田の口・下田の口)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・施設による花卉及び野菜の栽培が盛んだが、高齢化による後継者不足が懸念される。またハウスも老朽化している。
- ・水路の故障が多くなっている。また、水不足や水質(鉄分過多)の問題もある。
- ・大雨等で水路から水が溢れ、水稲以外の作付けは困難な地区もある。土砂の流入するほ場もある。
- ・資材の高騰により個人での農業機械の更新が困難。
- ・鳥獣被害はあるが、対策としており被害は限定的。
- ・農家の高齢化・後継者不足により耕作放棄地が増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金を活用し、地域ぐるみの農地保全に取り組む。
- ・条件が悪い地区の基盤整備を実施し担い手に農地を集積する。
- ・耕作ができなくなった場合は地区内外の担い手(集落営農組織等)に委託、農地集積する。
- ・事業を活用し老朽化した農業施設の改修を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	212.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	212.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・経営継続の困難な場合、水稻については地域の担い手、畑については果樹生産法人へ集積を進める。 ・引き続き耕作を継続していくが、耕作できなくなった農地は集落営農組織又は若手農家(主に移住者)へ集積していく。 ・地域の担い手に農地を集積。 ・地区外からの担い手の受け入れ。 ・経営が持続可能な農家への支援。
(2)農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構を活用。 ・担い手(集落営農組織等)に農地の集積・集約化を段階的に図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備が必要な地区について協議を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ハウスの補強を行い、花卉及び野菜農家への斡旋を行う。 ・耕作が可能な農家の経営継続を図る。 ・地区内外から耕作者を受け入れる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織や機械共同利用組織が事業実施主体となり、県事業や直接支払制度等を活用し、農業機械を整備していく。地域内で協力し、集落営農組織の設立も検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①日本型直接支払制度や国・町補助を活用し、鳥獣害防止対策を実施する。
新品目や有機栽培への取り組みも検討する。
- ⑤果樹生産法人への集積を進めるが、法人が受託出来ない場合は地区にて管理を行っていく。
- ⑦農道、水路等の補修箇所は、補助事業を活用し地元負担をなるべく抑え、併せて水不足、水質問題の協議を継続し早期解消を目指す。
- ⑧ハウス修繕を行い、施設農家への集積を行う。